

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

1 福生市環境基本計画の概要

——背景——

健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会構築に向け、「福生市らしい」環境に関する取り組みを進めることが重要です。

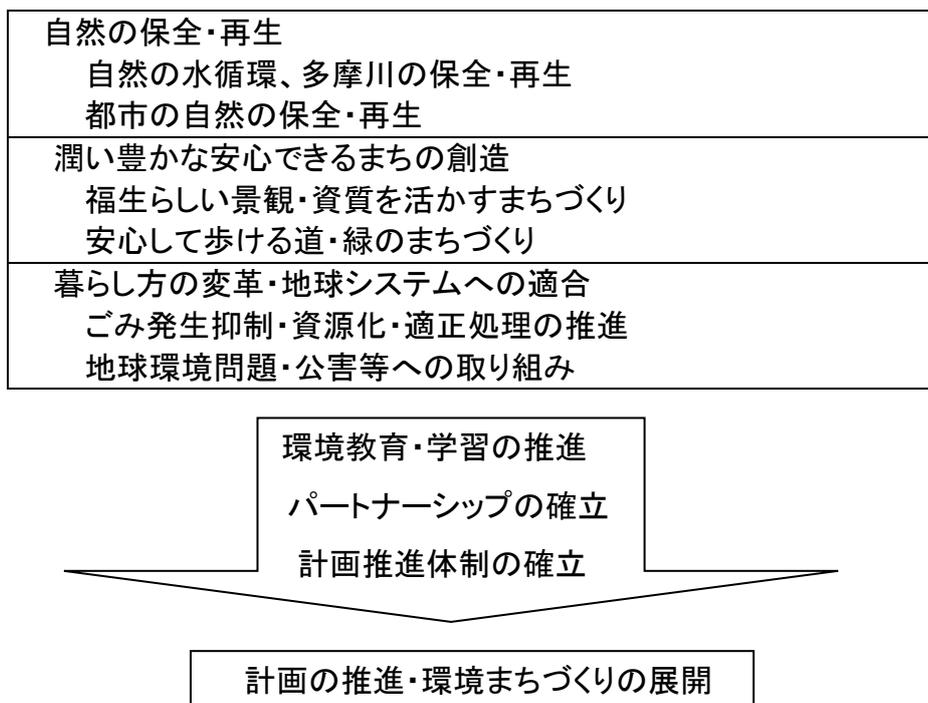
市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策、環境管理の方向を明らかにするために、平成16年3月に「福生市環境基本計画」は策定されました。

——将来像——

- 1) 福生の自然や文化を伝えていきます
- 2) 人と暮らし中心のまちをつくります
- 3) 環境を考えライフスタイルを変えていきます

「私たちが変わり 私たちが変わる エコシティふっさ」

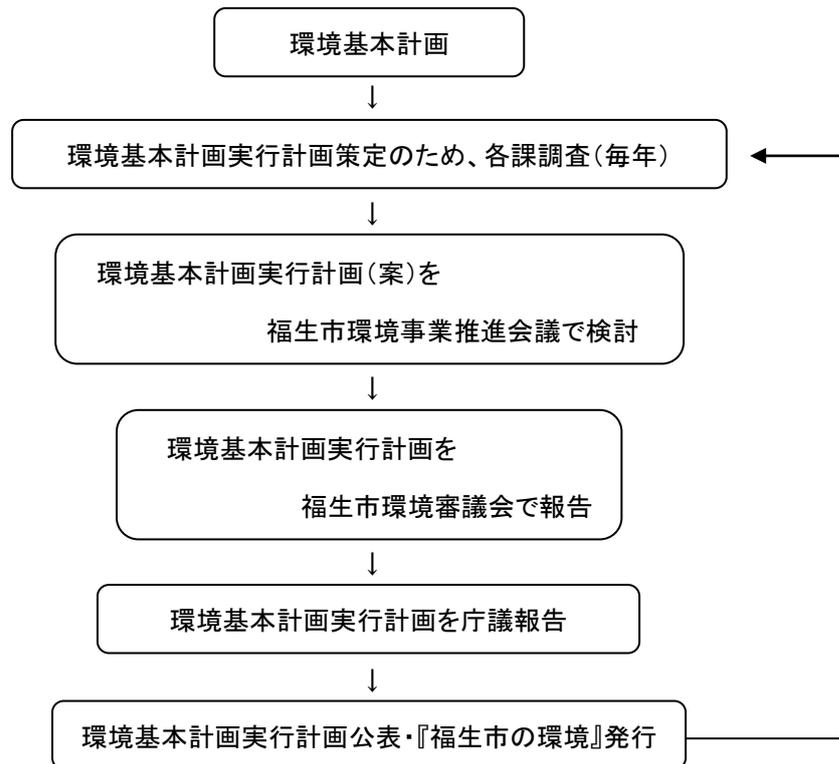
——将来像実現に向けた取組みフレームワーク——



市民・事業者・行政が協働で行うことを基本として、取り組みの方向としては、「市の具体的な取り組み」とともに、市民・事業者が行う「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。この「市民事業」の位置づけが福生市の大きな特徴となっています。

計画の期間は、平成 16 年度から平成 35 年度までの 20 年間の計画とし、環境管理指標は、おおむね短期目標を 5 年後、中期目標を 10 年後、長期目標を 20 年後としています。

推進体制



2 福生市環境基本計画実行計画

福生市環境基本計画の目標実現にむけて、市の事務や事業の取り組みの中で、より具体的な行動目標を作りました。

- 次ページからの一覧の、分野別施策は、福生市環境基本計画第2期中期実施計画に基づいています。進捗状況は市のホームページに掲載しています。
- 一部の事業(「事業紹介ナンバー」に番号が記載されている全 43 事業)について 3 章にて紹介しています。

◆福生市環境基本計画実行計画(平成28年度)

分野別施策

第1節 自然の保全・再生

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善	①水質汚濁防止	施設課	広報による周知を年2回実施する。	
	②河川維持水量の確保	まちづくり計画課	河川維持水量の確保に向けて、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。	
	③湧水の保護	まちづくり計画課	拝島段丘の崖線に連なる湧水群及びその周辺環境保護に向けて、多摩川沿岸の8市によって構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に年2回参加することにより、保全の取組について情報収集を行う。	42
		環境課	法政大学山崎ゼミの学生と協働して、湧水の保全のため、湧水の水質調査を行う。春夏秋冬の代表月でそれぞれ、湧水と多摩川の水質検査を行う。実施回数は4回を予定。	
	④地下水のかん養・冠水防止	施設課	一般宅地での雨水浸透ます・浸透施設の設置助成及び、宅地開発における雨水浸透施設設置の指導を実施する。 28年度雨水浸透施設6件31個、貯留槽11件を目標とする。	1
		環境課	東京都環境確保条例に基づき、地下水揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため適正使用指導を行う。	
⑤雨水の一時貯留、利用の促進	-	治水対策及び地球温暖化対策として実施する。		
⑥水循環の学習促進	施設課	小学生を対象に平成28年8月9日に下水道施設見学会(多摩川上流水再生センター及び小平市ふれあい下水道館)を実施する。		
2.多摩川の防災、河川生態系の保全	①水害予防対策	まちづくり計画課	用水堰による堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強の実施および生態系に配慮した工法の採用について、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。	
	②防災意識の高揚	安全安心まちづくり課	実施場所:安全安心まちづくり課、総合窓口課 実施方法:窓口来庁者及び市内転入者に対し随時配布、市政出前講座の依頼に基づき配布、ホームページへの掲載等	
	③川の自然観察等の促進	環境課	福生水辺の楽校の学習プログラム等を通し、川とその周辺の自然環境、生きものへの親しみ、生物多様性への理解を深める。 福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」(12回)、「多摩川サポーターズ」(4回)で、多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深めるプログラムを実施。	34、35
	④河川環境保全活動の推進	道路公園課	河川一斉清掃を実施 ・実施場所 多摩川中央公園沿い河川敷 ・方法 河川敷にあるゴミをビニル袋やトングを使用して収集 ・回数 年1回(環境フェスティバル当日に実施) ・関係先 国土交通省京浜河川事務所	21
		環境課	多摩川に残された生育地において市民、研究者、行政が協力しカワラノギクの絶滅を回避するため、保全・復元作業を行う。年4回	
⑤多摩川に関する学習拠点の運営	環境課	多摩川をフィールドとした環境学習・研究活動、自然を大切に「まちづくり」への各種活動の展開を目的に学習拠点施設(川の志民館)の管理を行う。		

2 都市の自然の保全・再生

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.4つの自然軸の保全	①樹林地等の開発抑制・保全	まちづくり計画課	緑確保の総合的な方針(東京都)に基づき樹林地等の保全に努める。 樹林地で開発が行われる場合には、福生市宅地開発等指導要綱に基づき、緑化や植樹の指導を行う。	
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地等の指定及び奨励金の交付を行い、緑を保全する。	39
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、生垣の設置にかかる費用を補助し、緑を保全する。	39
2.都市の自然生態系の再生	①街区公園等の維持管理	道路公園課	公園ボランティア制度 ・概要 公園の美化及び清掃等を市民自らが主体的にボランティアで行う。個人・団体に福生市が支援する。 ・活動内容 ごみの収集、除草、樹木・花壇の維持管理、情報提供等 ・実施場所 市内公園・児童遊園 ・登録人数 418人、11団体(平成28年3月末現在) ※ホームページに活動状況を定期的に掲載し、周知に努め、充実を図ります。	12
	②自然再生事業の展開	道路公園課	自然再生の取組み ・実施場所 文化の森(福生公園)、加美上水公園、みずくらいど公園 ・方法 ボランティア団体による清掃、下草刈り、樹木剪定、落葉掃き等の保全活動を行っている。 ・回数 月1~2回 ・実施団体 福生萌芽会、福生加美上水公園自然塾、水喰土ボランティア ※福生市はこれらの団体に支援し、市民ボランティアと役割分担を明確にし、効率的な取組を進めます。	38
	③生態系の調査・研究の推進	環境課	市民からの情報提供を受けるため定期的な広報掲載を行うとともに、委託によりアライグマ、ハクビシンの捕獲防除を行う。	2
		環境課	地域猫の会がモデル地区の飼い主のいない猫に対して、給餌や糞尿処理などを行い、去勢・不妊手術を行い、飼い主のいない猫の適正な飼養管理を行っていく。福生地域猫の会定例会等で情報共有を図り、地域猫の取り組みが拡大するよう地域猫制度等のPRIに努めるとともに、飼い主のモラルの向上を働きかける。	23

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介	
1.景観まちづくり	①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会を毎月開催することにより、自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用について検討を進める。	40	
		道路公園課	多摩川堤防沿いの桜の長寿命化と保全を図る。 ・方法 多摩川堤防沿桜管理委託により剪定等を行う 剪定75本、不要枝剪定162本 ・実施時期 平成28年7月～平成29年3月		
		生涯学習推進課	市内文化財ガイドツアーの実施(年4回程度)	18	
	②屋外広告物の規制	道路公園課	市内道路において、違反広告物撤去協力員に呼び掛け、10月に東京都と共同で、違反広告物共同除却を実施する。		
		環境課	清潔で美しいまちづくり重点地区を見回り調査し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。町会・自治会の一斉清掃を継続する。		
			道路公園課	市内道路において、道路美化ボランティア団体に随時から年数回、道路清掃等を行ってもらう。道路美化ボランティア団体からの年度末の活動報告に基づき、道路清掃に必要な消耗品等の支給を行う。	
③清潔で美しいまちの維持	協働推進課	地域社会におけるコミュニティ組織である町会・自治会が行う各種事業に対し、交付金を交付する。			
	2.玉川上水などを活かしたまちづくり	まちづくり計画課	玉川上水沿いの遊歩道化	玉川上水沿いをできるだけ活かした散策コースについて、市民団体と検討を進める。平成28年度は、「玉川上水の遊歩道を考える会」が作成予定のパンフレットを市内の玉川上水沿い5箇所を設置することについて、手続き等の助言を行う。	
			②散策路のネットワーク化	玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートについて、市民団体と検討を進める。	
③熊川分水を活かすまちづくり	シティセールス推進課	多摩・島しょ地域への観光客の誘客促進を目的として、市内8駅を毎年順番に観光案内板を書き換えている。公園グループでも同様の散策ルートを策定しており、既存のルートと差別化を図りつつ、市内の和洋の文化を活かした散策ルートを構築していく。			
	まちづくり計画課	熊川分水の土地所有者より無償使用承諾を受け、市が管理改修を行う「熊川分水保全事業」を実施する。平成28年度は2箇所を目標とする。			
		道路公園課	熊川分水保全事業の実施状況に基づき、整備を検討する。		

2 安心して歩ける道・緑のまちづくり

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.安心できる道路・都市施設の整備	①バリアフリーの推進	社会福祉課	管理指標を念頭に、もくせい会館建築事業におけるバリアフリー化の推進を図る。	
	②中心商業地区の安全化・快適化	シティセールス推進課	コミュニティビジネスセミナーの実施(1セミナー)や立川・昭島・福生の三市連携で行う創業支援(セミナー15回)を行う中でコミュニティビジネスに相当する創業者に対し、補助を実施する。	
	③生活道路の安全化	道路公園課	福生警察署と連携して通学路点検を実施し、信号機等の設置を検討する。	
	④耐震化の促進	まちづくり計画課	昭和56年以前に建築された木造住宅に対し、耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成する。 平成28年度は耐震診断5件、耐震改修2件を目標とする。	
2.緑豊かな優れた居住環境づくり	①住宅や事業所などの緑化	まちづくり計画課	福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当の開発行為には、敷地の一部を緑化するよう指導を行う。	
	②公共施設等の緑化	まちづくり計画課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。 緑の基本計画に基づき保全に努める。	
		施設課	公共施設については、新築、改築、大規模改修時に、可能な限り緑地を確保し緑化を推進する計画であるが、平成28年度については、該当する事業なし。	
	③生産緑地の保全・活用	シティセールス推進課	くるみるふっさで地場産野菜等の直売を実施し、農業者の販路拡大とJA直売所のPRを図る。	
	④花や緑のあるまちづくり	環境課	ふっさ花とみどりの会へ委託し、花いっぱい運動(春・秋の2回)に合わせた花植えやコンテストを行う。(コンテスト等一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	29、30
環境課		多摩川中央公園、長徳寺産線、福生野球場内、南田園二丁目の花壇を管理し花や緑あふれるまちづくりを展開する。		
	シティセールス推進課	花いっぱい運動にかかる町会等団体へ配布する草花苗を市内農業者により生産を行い農業振興、農業者支援を行う。	29	

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.ごみの発生抑制・処理負担の適正化	①ごみを減らす生活の呼びかけ	環境課	ごみの発生抑制のため、無駄なものは断る・買わないから始め、大切に使うこと、不要となった場合の有効利用を考慮した消費行動・事業活動を、広報ふっさ、清掃だより等により呼びかける。	20
	②事業系一般廃棄物の減量	環境課	事業系一般廃棄物処理計画書の指導など事業活動に伴う一般廃棄物の効果的な排出抑制につながるレジ袋削減、簡易な包装などごみになるものの削減の工夫や減量を、事業所に対して呼びかける。また、拡大生産者責任に基づく事業者責任の強化・明確化を関係機関へ要請。	
	③ごみに関する学習機会の提供	環境課	小学生を対象とした環境教育の推進。小学校4年生の社会科学習に活用するため「ごみのゆくえ」を作成する。	
2.資源化・適正処理のためのシステム構築	①分別による資源化	環境課	ごみの適切な資源化・処理が行われるようにごみ分別の徹底及び資源化の検討。廃棄物減量監視事業の実施。	
	②バイオマス資源化	環境課	生ごみの堆肥化や剪定枝の資源化に向けた収集・資源化等処理方法を研究し、有効利用されるよう努める。環境フェスティバルにおいて、コンポスト等の周知により、生ごみの堆肥化の啓発、生ごみ処理機器購入費補助。	
	③地域リサイクルシステムの強化	環境課	資源回収実施団体報償金制度を継続し、地域リサイクルシステムを強化する。	
		シティセールス推進課	市民団体等が実施するフリーマーケットの開催について広報・HPによる周知支援を行う。	
④適正な中間処理、最終処分の推進	環境課	埋め立てごみを減らすためにリサイクルセンターでの選別の徹底、資源化の検討。		

2 地球環境問題・公害等への取り組み

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.地球温暖化対策への取り組み	①地球温暖化対策の枠組みの明確化	環境課	市域の温室効果ガス排出量は、オール東京62市区町村共同事業が公表する最新の推計データを利用し進捗管理を行う。また、市有施設の温室効果ガス排出量は、「第3次福生市地球温暖化対策実行計画」に基づき進捗管理を行う。	9
		環境課	福生市環境マネジメントシステム(F-e)により地球温暖化対策を進める。 (「F-e」は平成20年度から運用するLAS-Eを土台とした市民と協働したマネジメントシステム。) 福生市環境マネジメントシステム(F-e)の効果的な運用のために、市民監査委員とともにシステムの見直しを随時図っていく。	

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
1.地球温暖化対策への取り組み	②省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換	環境課	みどりのカーテンを推奨、促進するため、ゴーヤの苗の配布、講習会等を実施し、みどりのカーテンの普及に努める。(福生スクラムマイナス50%協議会事業)	41
		環境課	家庭での節電を奨励するとともに、公共施設において市民が涼み(温まり)、交流できるスペースを確保し、市民の利用を促す。各施設は、市民が気軽に、気兼ねなく過ごせる工夫をする。公共施設10箇所を実施予定。	33
		環境課	家庭のCO2削減啓発事業として、市民向けの啓発パンフレットを作成し、12月の「地球温暖化防止月間」に合わせて啓発活動を行う。	24
		子ども育成課	児童館において、みどりのカーテンの実施などを行い、緑化を推進する。	
		スポーツ推進課	市内テニスコート照明器具のLED化を行う。長寿化を図るとともに省エネルギーの促進を図るための工事を2か年で計画・実施する。なお状態の悪い(設置年数の古い)武蔵野台テニスコート、市営競技場テニスコートの順に行うもの。	
	③省エネカーの普及	契約管財課	公用車の買い替えを予定しているが、環境配慮したハイブリッド車の購入を予定している。	
		環境課	電気自動車の普及・促進のため、電気自動車用急速充電器を24時間利用可能なサービスを提供する。	
	④自転車のまちづくり	まちづくり計画課	都市計画マスタープランに基いて、検討を進める。平成28年度は、東福生駅に自転車駐輪場を新たに開設する。	
		道路公園課	警察と協議し、自転車ナビマークの設置を推進していく。	
		環境課	くるみる ふっさを軸とした「まちなかもてなし事業」としてサイクルシェアリングの運営を継続する。	15
		安全安心まちづくり課	年3回 春、秋、冬に実施。(福生駅、牛浜駅、拝島駅)	
		安全安心まちづくり課	通年において、指導、撤去、保管業務を委託。	
		道路公園課	道路上の通行に支障となり、放置された自転車について、道路法に基づき、随時撤去を行う。	
		安全安心まちづくり課	中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施する。なお、28年度においては、第二中学校において実施する。	
⑤公共交通の利用促進	企画調整課	JRを含む公共交通機関の利用促進のため、利便性向上等、関係する協議会等を通じて要請する。 ※予算額は関係する協議会等負担金		
⑥気候変動への適応	環境課	国や都の気候変動に関する情報の収集に努める。		

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
2.公害防止・有害化学物質対策	①公害防止対策の推進	環境課	騒音、振動、悪臭などの原因元への指導、生活公害の防止を行い、各種苦情処理について丁寧かつ適切に対応していく。	
		環境課	多摩川及び下水道(雨水管)で定期的な測定調査・分析を実施する(年8回8箇所)、浮遊粉じん等採取用の機材の設置を行い、3日間計測の後に分析を行う、燃料油(イオウ分)3検体について油中の硫黄の含有量を分析する、大気汚染調査(二酸化窒素)12検体の分析をする、工場排水1ヶ所において排水基準等項目の分析を行う、地下水汚染調査で市内10ヶ所について環境項目等項目の分析を行う、横田基地より流入している雨水管3ヶ所について環境項目・健康項目等項目の分析を行う。	
		環境課	横田基地における航空機騒音を測定するために、年2回正常に測定できているか点検を委託する。(市役所屋上・熊川誘導灯付近)	
		環境課	(常時監視):市内でセンサス区間に指定されている幹線道路20箇所(1箇所は毎年)の自動車騒音調査を5箇年以内にすべて行う。環境省に提出する自動車交通騒音対策の資料とする。(要請限度):「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」「振動規制法施行規則第12条」に基づき処理する。 自動車騒音調査(常時監視):5箇所 自動車騒音調査(要請限度):5箇所	
	企画調整課	市議会、横田基地周辺市町及び東京都と連携を取りながら、国及び米軍に対し航空機騒音対策を要請する。 ※予算額は関係する協議会等負担金		
	②有害化学物質対策の推進	環境課	26市で構成する東京都市環境・公害事務連絡協議会への参加し、近隣市との連絡調整・情報共有等を行い、有害物質の拡散防止に取り組む。協議会6回、研修会等3回。	
		環境課	都環境確保条例に基づく事業所報告を指導するとともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集・提供、拡散防止に取り組む。	

計画の推進

第1節 環境教育・学習の推進

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
環境教育・学習の推進	①学校における環境教育の推進	環境課	教員1年目(初任者)、2年目の教員及び環境教育に関心のある小・中学校教員を対象に、福生市の自然と環境について学ぶ環境学習教員研修を実施する。	5
		教育指導課	小・中学校の理科授業における体験的な学習を充実させるため、観察・実験等の支援を行う理科支援員を配置する。 〔配置対象学年〕 小学校(5・6年)、中学校(全学年)	43
		教育指導課	小学校4年生の社会科学習において、「ごみのゆくえ」(環境課作成)を活用。 各学校で総合的な学習の時間等において、環境教育に係る取組を実施する。	
		教育指導課	学習指導市民講師(NPO法人自然環境アカデミー等)による指導を実施する。	3

指標	施策	担当課	28年度計画	事業紹介
環境教育・学習の推進	②地域における環境学習の推進	環境課	環境問題に対する市民の認識を深め、意識の醸成を図ることを目的に、環境月間である6月に「第14回ふっさ環境フェスティバル」を開催する。市民や事業者により組織されたふっさ環境フェスティバル実行委員会により企画・運営を行う。	31
		環境課	環境に関する各種モニタリング情報を収集し、計画の進捗状況を公表するため、「福生市の環境」を発行し、ホームページへ掲載する。	
		環境課	環境に関する情報等を発信するため、市民編集員と協働し「かんきょう通信」を発行する。かんきょう通信の発行(年2回)	8
		環境課	エネルギーの枯渇や地球環境への悪影響といった問題が指摘され、家庭部門で排出する二酸化炭素(CO2)は、増加傾向にあるため、楽しく賢くできる家庭の省エネについて、環境学習講座を市民講師により行う。(福生スクラムマイナス50%協議会事業)	6
		環境課	「ふっさECOカフェ」と称した畑での農作業体験型講座を実施し、環境学習リーダー育成のための環境学習を推進する。	16
		生涯学習推進課	夏休み子ども見学会を実施する(葛西臨海水族園等1回)。	
		公民館	熊川分水たんけん隊 1コース1回 ※前期計画で戦略プロジェクトに位置づいていた事業をこちらに落とし込みました。	
		公民館	ジュニア自然体験教室 11回 ①キャンププログラムの企画を参加者が主体的に行う。②キャンプ後も定期的に活動し関係を深めながら年間を通じた学習活動を行う。	25
		生涯学習推進課	自然観察会の開催(年2回予定)	
		公民館	まちづくり講座の中の一コマとして、座学のほかにフィールドワークを実施し、環境の視点からの学習を実施。	
	公民館	熊川分水に親しむ講座 1コース4回 ※前期計画で戦略プロジェクトに位置づいていた事業をこちらに落とし込みました。		
	③環境学習を支える人材の確保	環境課	市民環境大学や環境学習講座等を通じ、環境マネジメントシステム市民監査委員等、環境に関する人材の発掘をする。また、環境に関する市民団体と連携し、情報共有と共に人材の確保を図る。	